

会計制度研究会（第6回）議事要旨

日時：令和元年6月4日（火）14：00～16：30

場所：主計局第二局議室

出席委員：藤谷座長、有川委員、石田委員、片桐委員、川澤委員

事務局出席者：阿久澤法規課長、照井法規調査官、奈木野補佐、西川補佐、
中塚専門官

議題：会計制度（契約）に関する論点について

今回は、これまでの会計制度研究会（全5回）の議論を踏まえて、「会計制度（契約）に関する論点について」の記載事項の議論を行った。各委員から出された主な追加意見は次のとおり。

- 「1 契約方式の多様化への対応」の【評価者の責任等】について、「総合評価方式は、評価項目の設定とそれに基づく評価等の過程が外部から分かりにくく、説明責任の確保という点で問題があるのではないかと記載した方がよいのではないかと。」
- 「1 契約方式の多様化への対応」の【調達情報の開示】について、「個々の契約毎の当初の価格や変更後の価格については開示されているものの、変更後の価格の開示は公共工事に限られており、事業全体における個別契約の位置づけや、契約の変遷に関する情報は、必ずしも国民の目線から見ると、透明性や説明責任に資するものとなっていないのではないかと。」記載した方がよいのではないかと。」
- 「2 予定価格の上限拘束性」の【ウ その他】の支出負担行為制度について、「支出負担行為制度は、厳格な予算統制として好ましいものではあるが、一方で示達額（予定価格）を超えると事業が実施できなくなるということも要求する制度でもある。」と「予算統制には示達額の見直し、予算の移流用といった適切な執行を確保するための制度も組み込まれているので、執行機関は、予算統制と適切な事業の執行のバランスを念頭において、事務を行うことが期待されるのではないかと。」に分けた方がよいのではないかと。」
- 「3 公共調達の付带的政策への活用」の「イ 付带的政策を活用する際の要件等」について、文頭に「付带的政策の活用の意義を一概に否定するものではないが、」と記載した方がよいのではないかと。」

以上